

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月一日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第三号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年広島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（受験の手続等） 第三条（略） 一・二（略） 三 法第五条第一号に該当する者は、別記様式第二号による菓子製造業従事証明書	（受験の手続等） 第三条（略） 一・二（略） 三 法第五条第一号に該当する者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条又は法附則第三項に規定する者であることを証する書類及び別記様式第二号による菓子製造業従事証明書
四・五（略） 2	四・五（略） 2

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

## 改 正 後

## 様式第1号（第3条関係）

製菓衛生師試験受験願書

（略）

（略）

学校教育法第57条又は製菓衛生師法附則第3項の規定による高等学 校入学資格の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
---	---

有  無 

（資格の種類）

菓子製造技能士1級・2級

試験科目のうち製菓理論及び実技の免除に必要な資格の有無（資格 がある場合はその種類）
---

（略）

（略）

（略）

（略）

注 （略）

備考 （略）

## 改 正 前

## 様式第1号（第3条関係）

製菓衛生師試験受験願書

（略）

（略）

試験科目のうち製菓理論及び実 技の免除に必要な資格の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
---------------------------------	---

（資格がある場合はその種類）

（資格の種類） 菓子製造技能士1級・2級

（略）

（略）

（略）

（略）

注 （略）

備考 （略）

附 則  
この規則は、  
公布の日から施行する。